

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定によつて、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によつて、当該業者の免許を取り消す。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

株式会社エール	商号 又は 名称	代表者氏名	宅地建物取引業者名簿に登載されている事務所の所在地
	村本 徳光		広島市南区皆実町六丁目二番九号